

(別紙1)

仮想空間を活用した新たな出会いの場創出事業 企画運営業務公募型プロポーザル企画提案仕様書

1 業務名

仮想空間を活用した新たな出会いの場創出事業企画運営業務

2 業務の目的

本県における出会い・婚活イベントの実施にあたっては、県土が東西に長い地形であり、離島・中山間地域などの交通が不便なエリアが多く、イベント会場に足を運びづらいことや、第一次、第二次産業では勤務時間が不規則な場合が多く、イベントに合わせてスケジュールを確保することが難しい、といった「物理的ハードル」のほか、周囲に知られてしまう懸念から、近隣で開催されるイベントには参加しづらい、といった「心理的ハードル」の解消が課題となっている。

このため、自宅にいながら利用できるオンラインの仮想空間（メタバース）上で、本人に似せた人形（アバター）を使って交流する気軽な出会いの場を創出することで、「物理的ハードル」や「心理的ハードル」の解消を図り、出会いや結婚を希望する新たな層を掘り起こすことで、異性との交流促進と婚姻件数の増加につなげる。

さらには、令和6年度事業の実証を踏まえ、より多くの参加者確保につなげるため、メタバースを活用した交流に対する認知度の向上や魅力の浸透を図り、新たな出会いの手法としての定着化を推進する。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

4 委託上限額

22,770千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 事業内容

上記2の目的を達成するため、下記のとおりメタバース上で、参加者自身が作成したアバターをとおして会話や体験等を行う交流イベントを実施する。

(1) 参加者の募集、選定、継続参加のフォローアップの実施

(ア) 本事業のターゲット

次のような20～40歳代の独身男女を想定

- ・内面を重視して交際相手を探したい者
- ・離島や中山間地域など居住地の周辺に出会いの機会が少ない者
- ・仕事が不規則で出会いの機会が少ない者
- ・UIJターンを検討する県外在住者
- ・メタバースを活用したことがある、なじみがある者 など

(イ) 参加者の募集・選定に関すること

- ・(ア) のターゲット層への効果的な広報・周知を図り、集客に繋がる具体的な方法を提案・実施すること。
- ・メタバースならではの利点や活用事例等をPRし、メタバースの認知度向上につながる工夫を施すこと。
- ・ウェブ上に専用ページを制作するなど、参加希望者が手軽に申し込める参加申込フォームを設けること。
- ・参加申し込みの際に顔写真付き本人確認書類や独身証明の登録を義務付ける など、参加者の安全性を保障すること。
- ・申込からイベント当日までの間の離脱（キャンセル等）対策として、募集の時期や参加者の選定、参加費の決済、事前案内のタイミングなど、参加にいたるまでの一連のスキームについて効果的な手法を提案・実施すること。

(ウ) 成果報告に関すること

参加者へのアンケート等を実施し、参加者間での連絡先交換数及びイベントに関する感想や意見を県へ報告すること。（アンケート内容は県と協議。）アンケート結果や交流の仕方による成果等を踏まえ、今後の展開や新たな出会いの手法として定着させるための施策について改善提案を盛り込んだ報告書を提出すること。

(2) 企画・運営

メタバースを活用して参加者同士が十分に交流でき、出会いのきっかけとなる創意工夫を凝らしたイベントを以下のとおり契約期間内に計10回程度（参加人数は計200名程度）実施すること。（参加者の募集や準備にかかる時間等を考慮し、イベントは月に1回程度の頻度での開催が望ましい）

(ア) メタバースの認知拡大につながるイベントについて

これまでメタバースに接したことのない層に、メタバースならではの交流やアバターをとおしたコミュニケーションの楽しさを知ってもらうことを目的に、大規模な交流イベントを1回以上開催し、(イ)以降で示す各イベントへの参加を促す仕掛けを提案すること。

- ・参加人数：40～50名程度
- ・内容：メタバースの機能を活用し、アバターを使ったコミュニケーションやメタバースならではの体験ができるもの。

(例) 音楽フェス、宝探し、同窓会など

(イ) メタバースの認知拡大につながるイベントについて

- ① 県内市町との共催により、市町の特色を生かした交流イベントを実施すること。

※本事業契約後、県が共催を希望する市町を募り、2～3市町を選定したうえで、各市町で1回実施する予定。参加者全員での自己紹介、1対1の交流、フリータイム、マッチングなど、婚活形式でのイベントを想定しており、詳細は市町の意向を踏まえて決定する。

- ② テーマ別や年代別、居住地域別など、内容や対象者を設定したイベントを6～7回分提案・実施すること。メタバースの特性を生かして、参加者同士が交流を深められるようなコンテンツやスタッフのサポート方法などを企画・提案すること。

③②のうち2回程度は以下のようなリアルでの交流機会も設けること。

- ・メタバースでの交流イベントでマッチングに至ったカップルを対象に、県内のデートスポットを巡るなどのデート形式。
- ・メタバースでの交流イベントの参加者全員が一堂に会し、テーマに沿った体験ができるイベント形式。

(実施例)

	形式	内容	人数
1回目	(ア) 大規模イベント	宝探し	男女計 40 名
2回目	(ア) ②: A市との共催	※市と協議	男性 10 名×女性 10 名
3回目	(ア) ②: B町との共催	※町と協議	男性 10 名×女性 10 名
4回目	(イ) ②: 年代別	30 代の婚活	男性 10 名×女性 10 名
5回目	(イ) ②: 年代別	40 代の婚活	男性 10 名×女性 10 名
6回目	(イ) ②: 地域別	県外との交流	県外男性 7 名×県内女性 7 名
7回目	(ウ) ②: アバター交流 +リアルデート	婚活+リアルデート (マッチングした者同士)	男性 10 名×女性 10 名
8回目	(ウ) ②: アバター交流 +リアルイベント	水上ボートで遊ぼう +海辺 BBQ	男性 10 名×女性 10 名
9回目	テーマ別	映画好き	男性 10 名×女性 10 名…
10回目	…	…	…
計 10 回程度			計 200 名

※参加者が合計 200 名程度となるように (ア) (イ) で提示した形式を各 1 回以上開催することとし、イベント構成・各回の内容を提案してください。

(ウ) 仮想空間の借り上げについて

- ・各イベントで活用できる仮想空間を借り上げる。空間を新たに構築することを妨げるものではないが、構築する場合は、上記(2)で示した開催頻度で10回のイベントを開催できるスケジュールを提示すること。
- ・空間は契約期間をとおして同一のクオリティでイベントを開催できるものとし、利用できる日時等が著しく制限されないものとする。
- ・愛媛らしいデザインや交流テーマに合わせた空間デザインとするなど、工夫をすること。デザインの詳細な仕様については県と協議の上決定すること。

(エ) その他留意事項について

- ・メタバース上、リアルいずれの交流においても、交流前に参加者の本人確認を行うこと。
- ・イベント等に必要な物品等の準備、当日の受付、参加者の誘導、演出、司会進行等の運営に必要な一切の業務を行うこと。
- ・会場等の使用条件を遵守するとともに、参加者のプライバシーや安全、周辺環境への影響等に配慮のうえ、イベントの企画・運営を行うこととし、イベントの名称は愛媛県と協議の上、決定すること。

- ・参加者にえひめ結婚支援センターの周知を図ること。
- ・実施体制の構築（イベント当日のスタッフの手配等）
 - ▶当日の進行、運営スケジュール、参加者の個人情報の管理
 - ▶運営マニュアルの作成、スタッフへの説明
 - ▶担当者との連絡調整（イベント会場の設営や設置及び撤去が必要な場合はそれらを含む）
 - ▶参加者への対応（メタバースやアバターの使い方レクチャーなど、事前対応を含む）
 - ▶事故等緊急時の対応
 - ▶会場の安全管理（感染症対策も含む）
 - ▶イベントのリスク軽減対策（リアルイベント運営に係る損害賠償責任保険の加入、雨天時や延期・中止に伴う対応など）
- ・参加者からのメタバース機能やイベントに関する問い合わせに対応すること。
- ・事前及びイベント当日の連絡体制を確保し、参加費を徴収する際は、その徴収を行うこと。
- ・原則、参加者の飲食代、体験料や個人の交通費は参加者負担として委託料に含めず、参加者から参加費として徴収すること。（但し、県外からの参加者に対して交通費の一部を補助する場合は委託料に含めてもよい。）
- ・参加費の金額設定については、愛媛県と協議の上、決定すること。
- ・メタバースとリアルを組み合わせたイベントについては、必要に応じて一連のイベントの参加費を事前に一括徴収するなどの対応を行うこと。

6 目標KPI

本事業の業務内容にはアンケート結果（マッチングを行う場合はイベント参加者間でのマッチング率）等の県への報告を含むこととし、目標KPIは下記のとおりとする。

イベント参加者間での連絡先交換 参加者の50%

※ただし、メタバース上（または附属のチャットツール等）での連絡先交換は相互で同意した場合のみ行うなど安全な運営を考慮した手法を検討すること。

7 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。なお、本業務の趣旨に合致するものであって、本業務の目的達成に資するものと県が認める場合にあつては、委託上限額の範囲内において、県と受託者と協議の上、本業務仕様書を定めることとする。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

8 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、愛媛県の承諾を得なければならない。

9 成果物

- (1) 受託者は、次の成果物を愛媛県へ提出すること。
 - ・事業報告、アンケート実施報告書：紙媒体1部、電子媒体1部
 - ・業務で作成した各種広告物：紙媒体1部、電子媒体1部
- (2) 受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。
- (3) 受託者は、自らの責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補正その他処置を執るものとする。

10 調査等

愛媛県は、必要があると認めたときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

11 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

12 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報の保護に関する法律及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務の従事者が個人情報の漏えい等を行った場合には、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき処罰される場合がある。

おって、疑義がある場合は愛媛県に協議すること。

13 その他

愛媛県と受託者双方が協議を重ね業務を実施すること。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求め

に於いて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 8 章 罰則

第 176 条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第 66 条第 2 項各号に定める業務若しくは第 73 条第 5 項若しくは第 121 条第 3 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 60 条第 2 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。